

平成 24 年度食品の食中毒菌汚染実態調査実施要領

1 目的

本調査は、汚染食品の排除等、食中毒発生の未然防止対策を図るため、流通食品の細菌汚染実態を把握することを目的とする。

2 実施時期

平成 24 年 7 月から平成 25 年 2 月末日を超えない範囲で食品安全部監視安全課に報告が可能な期間とする。

3 実施自治体 (24 自治体)

岩手県、秋田県、山形県、埼玉県、さいたま市、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、富山県、富山市、福井県、静岡県、静岡市、神戸市、岡山県、山口県、愛媛県、福岡県、北九州市、福岡市、宮崎県及び沖縄県

4 対象

(1) 食品

これまでの食中毒の発生状況等を踏まえ、以下の食品について調査を実施する。

① 野菜類

- ・ カイワレ、アルファルファ、レタス、みつば、もやし、キュウリ、トマト
- ・ カット野菜
- ・ その他の生食用野菜 (水耕栽培されたもの)
- ・ 漬物用野菜 (白菜、ダイコン、ナス等の漬け物になりうる野菜)

(注) 野菜については可能な限り有機栽培又は水耕栽培と称して主として生食に供されるものを対象にするるとともに、カット野菜にあっては主として生食に供されるものを対象とする。

② 肉類

- ・ ミンチ肉 (牛、豚、牛豚混合、鶏)
- ・ 牛レバー
- ・ 角切りステーキ肉等の牛肉 (テンダライズ処理、結着処理等を施した牛肉)
- ・ 生食用の食肉 (馬刺、鶏刺し等)
- ・ 中心部まで十分加熱されない食肉類 (鶏たたき等)
- ・ ローストビーフ (特定加熱食肉製品)

③ 漬物 (「漬物の衛生規範について」(昭和 56 年 9 月 24 日付け環食第 214 号)

第 3 (用語の定義) の 1 の (1) ~ (10) に規定する漬物とし、できるだけ一夜漬け (浅漬け) のものを優先する。)

(2) 検査項目

① 全ての対象食品

- ・ 大腸菌 (*E. coli*)
- ・ 腸管出血性大腸菌 026、0111 及び 0157
- ・ サルモネラ属菌

② 対象食品のうち鶏肉（内臓を含む。）及び牛レバー

- ・ カンピロバクター・ジェジュニ／コリ

(3) 検体数

- ① 各自治体の検体数は、東京都は 360 検体、横浜市は 140 検体、山形県、埼玉県、さいたま市、千葉県、神奈川県、川崎市、静岡県、神戸市、岡山県、山口県、愛媛県、福岡県、北九州市、福岡市、宮崎県及び沖縄県は 110 検体、福井県は 105 検体、岩手県、秋田県、富山県、富山市及び静岡市は 60 検体とする。

食品別の検体数は、以下の 110 検体の例を参考とし、各自治体にて同様の割合で調整する。なお、生食用の食肉については確保可能な検体の範囲で実施する。

野菜（カット、漬け物用、生食用を含む。） 及び漬け物	全品目で 54 検体
ミンチ肉	全品目で 14 検体
牛レバー	14 検体
角切りステーキ肉等の牛肉（テンダライズ処理、結着処理等施した牛肉）	全品目で 14 検体
生食用の食肉、中心部まで十分加熱されない食肉類、ローストビーフ	全品目で 14 検体
計	110 検体

(注) 野菜については、各品目 5 検体以上を採取することとする。

5 検体採取上の注意

いずれの食品も、複数の検体を採取する。食品別の注意事項は以下のとおり。

(1) 野菜

中央卸売市場又は小売店において、生産者又は生産地域が確認できるものを採取する。

(2) 食肉

ミンチ肉は食肉販売店より、牛レバーは食肉販売店又は飲食店より採取する。

(3) 漬物

中央卸売市場又は販売店において容器包装詰め未開封品を採取する。

6 検査方法

別紙1により実施する。ただし、「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）において成分規格に設定されているものは、当該規格に係る試験検査法を実施すること。

7 検査結果報告

別紙2-1～4の様式により平成24年2月末日までに食品安全部監視安全課まで報告する。なお、別紙2-2は腸管出血性大腸菌026、0111及び0157、別紙2-3についてはサルモネラ属菌、別紙2-4についてはカンピロバクター・ジェジュニ／コリが検出された場合に使用する。

なお、「平成24年度食品の食中毒菌汚染実態調査の契約について」（平成24年5月30日付け食安発0530第2号）別紙「平成24年度食品の食中毒菌汚染実態調査予算執行要領」に示す事業実績報告書については、調査の終了の日から1か月を経過した日又は平成25年3月31日のいずれか早い日までに、支出負担行為担当官に提出し、その写し1部を食品安全部監視安全課あて別途送付する。

8 その他

(1) 検査結果に基づく指導等

検査の結果、食品衛生法に違反していることが判明した場合には、営業者に対し食品衛生法に基づく指導等を行うとともに、遡り調査を実施して汚染源を究明するなど必要な措置をとること。

(2) 菌検出の場合の報告について

腸管出血性大腸菌026、0111及び0157又はサルモネラ属菌が検出された場合には、上記7にかかわらず、速やかに食品安全部監視安全課食品安全係まで報告すること。

また、検出された腸管出血性大腸菌026、0111及び0157及びサルモネラ属菌の菌株については、国立医薬品食品衛生研究所に送付すること。

なお、送付に当たっては、「感染性物質の輸送規則に関するガイドライン」の他、平成24年3月15日付け健感発0315第1号「感染症発生動向調査事業等においてゆうパックにより検体を送付する際の留意事項について」（厚生労働省健康局結核感染症課長通知）にも留意する必要があることから、事前に国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部 部長又は第二室長まで連絡すること。